

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について
(里親事例 中間まとめ)

—平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

平成24年1月17日

東京都児童福祉審議会

23東児福第63号
平成24年1月17日

東京都知事
石原 慎太郎 殿

東京都児童福祉審議会
児童虐待死亡事例等検証部会
部会長 松原 康雄

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について
(里親事例 中間まとめ)

—平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

本部会は、標記の件について検討を重ねてきた結果、別紙のように意見を取りまとめたので、児童福祉法第8条第4項の規定に基づき提出する。

はじめに	2
第1章 養育家庭制度の概要	4
1 制度の意義	4
2 認定から委託までの流れ	4
第2章 事例の概要等	7
1 事例の概要	7
2 児童及び養育家庭の状況	7
3 事例の経過と関係機関の関与状況	7
第3章 認定から交流の過程における問題点、課題	11
1 認定について	11
2 選定及びマッチングについて	12
第4章 事例から見えてきた問題点、課題	13
1 選定及びマッチングについて	13
2 児童相談所の対応について（委託後）	13
3 関係機関の対応について（委託後）	15
第5章 改善策	17
1 認定について	17
2 選定及びマッチングについて	18
3 児童相談所の対応について（委託後）	18
4 児童相談所と関係機関との関わりについて	19
5 関係機関の対応について（委託後）	20
6 援助体制の強化について	20
7 養育家庭に求められるもの	22
8 里親制度の普及啓発について	22
9 検証の時期について	23
第6章 地域全体で養育家庭を支える仕組みづくりに向けて	24
1 児童相談所を中核とした地域支援体制の強化を（東京都・児童相談所）	24
2 支援が必要な児童として地域の中でサポートを（区市町村）	24
3 地域に支えられた養育家庭へ（養育家庭）	25
4 養育家庭を支える一人ひとりの理解（都民）	25
参考資料	26

はじめに

- 東京都では、平成20年度から東京都児童福祉審議会の下に、児童虐待死亡事例等検証部会（以下「検証部会」という。）を設置し、児童虐待による死亡事例等の再発防止、未然防止に向け、第三者による検証を実施しているところである。
- 平成22年8月、杉並区内の養育家庭^{*1}に委託していた児童が死亡し、その後、当該養育家庭の里母が平成23年8月に傷害致死容疑で逮捕される事件へと発展した（※）。里母は容疑を否認しているとの報道ではあるが、東京都からの検証依頼に基づき、検証部会では、「死亡原因が虐待によるものと特定はされないが死亡に至った経過の中で虐待が疑われる事例」として、本事例を検証することとした。
- 検証作業では、可能な範囲において、事例の事実関係を確認するため、関係機関に対するヒアリング等を実施した。ヒアリングの対象者は、原則、関係機関の所属長あるいはそれに準ずる者としたが、所属長の判断により、事例を直接担当した職員も同席した。
- また、本検証に当たっては、東京都児童福祉審議会の下に設置している里親認定部会と相互に連携を図りながら、養育家庭制度のあり方全般についての検証も行うこととした。
- なお、検証は、事件の公判前であり、ヒアリング等において収集・確認できた情報の範囲内で行っている。今後、里母に対する裁判の中では、現時点で解明されていない事実関係が明らかにされる部分もあるかも知れないが、司法の判断を待つ前に、事例検証を進め、社会的養護の担い手として重要な役割を担う養育家庭における、児童の虐待及び虐待による死亡事例等の未然防止策等を、中間まとめとして、東京都及び関係機関に対して提言するものである。
- 提言については、本児の痛ましい死を決して無駄にはせず、このような事態を二度と招くことがないよう、東京都や児童相談所をはじめとした関係機関は、本件の司法判断、最終報告を待たず、着手できるところから一刻も早く具体化して欲しい。

^{*1}養育家庭：要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する家庭

- また、今後、東京都や関係機関が講じた取組状況は、検証部会に報告を求めたい。検証部会としては、提言をもって検証作業を終結するのではなく、その後も改善が施されているかを注視し、評価を行っていくこととしたい。
 - 関係者へのヒアリングについては、決して個人の責任追及や批判を目的としたものではなく、再発防止、未然防止に向けて、より正確に事実を把握し、改善策を見出すために行うものであることを強調したい。事例を担当していた職員の心理的負担は相当大きいと考えられる。関係機関においては、本件に関わった職員への心理的支援について、組織的に取り組むことも考えてもらいたい。
 - 本提言は中間まとめであり、今後については、裁判で明らかにされるであろう事実も踏まえ、必要に応じて検証を深めていくこととする。
- (※) 東京都杉並児童相談所では、事件発生当時、本児が搬送され死亡した病院から連絡を受け、当該里親をはじめとした関係機関等への調査を行い、警察の捜査動向を注視してきたところであった。東京都は、里親による被措置児童虐待の可能性もあることから、平成22年9月、東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会へ、本事例についての報告を行った。検証部会へは、平成23年8月に報告を行った。

第1章 養育家庭制度の概要

1 制度の意義

- 養育家庭制度は、児童が、家庭的な環境の中で、特定の大人との愛着関係を築きながら、基本的信頼感を獲得し、健やかに育つことができる社会的養護の仕組みである。実際の家庭生活を体験することで、児童は、人との適切な関係の取り方や、地域社会で必要な社会性を養い、将来、自立し家庭を築くための準備をすることができる。
- この制度は、昭和48年に、東京都が東京都児童福祉審議会の意見具申「東京都における里親制度のあり方について」を踏まえ、当時、里親といえは養子縁組が前提となっていた時代に、社会的養護を必要とする児童に対し、より家庭的な環境を提供するため、養子縁組を前提としないで、登録された家庭に児童の養育を委託する制度として独自に創設したことに始まる。
- その後、平成14年、国は「養育里親」「専門里親」「親族里親」「短期里親」の4類型を示し、さらに、平成21年には、東京都の養育家庭制度の趣旨を取り込んで「養育里親」を「養子縁組里親」と明確に区別し、児童福祉法に位置付けて、家庭的養護の推進を図っているところである。

2 認定から委託までの流れ

① 児童相談所への相談

児童相談所は、里親希望者に対し、制度の趣旨等について説明を行い、認定基準のうち基本的な要件（年齢、欠格事由に該当していない等）を満たしているかどうかを確認する。

② 認定前研修の受講

里親希望者には、指定する認定前研修の受講を義務付けている。

《認定前研修（養育家庭）》

- ・ 厚生労働省告示で規定された研修科目について、カリキュラムを組み実施している。
- ・ 集合研修（2日間）では、里親制度の概要や児童虐待の現状、里親としての養育の基本、子どもの心と体の発達等について講義を行っている。また、先輩里親を交え、グループ討議を行っている。
- ・ 児童養護施設での施設実習（2日間）では、子どもの生活や子どもへの関わり等について学ぶこととしている。

③ 認定登録申請

里親希望者は、研修修了後、家族構成をはじめ、収入や居住環境、養育家庭を希望する理由や養育に対する考え方などを記載する「里親認定登録申請書」を児童相談所に提出する。

④ 事前調査

児童相談所は、家庭訪問を行い、提出された申請書に基づき、家族状況や居住環境等について同居家族全員との面接等を実施して「里親調査書」を作成し、申請書とともに知事に進達する。

⑤ 里親認定部会における審議

認定に当たり、知事は里親認定部会に諮問し、意見を聴くこととなっている。里親認定部会では、「里親認定登録申請書」「里親調査書」に基づき、里親認定基準に照らして適格かどうかの審議が行われる。

《里親認定基準（抜粋）》

- ・心身ともに健全であること
- ・児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること
- ・里親申込みの動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること 等

⑥ 認定・登録

知事は、里親認定部会の答申に基づき、養育家庭として適格であると認めるときは、認定の決定を行い、登録簿に登録する。なお、登録は2年に1度更新を行う。

⑦ 委託候補児童の選定

児童相談所では、要保護児童のうち、養育家庭に委託することが適当であると判断した児童について、養育家庭委託候補児童として決定する。

⑧ 委託候補家庭の選定

児童相談所では、委託候補児童の性別、年齢その他児童を取り巻く環境を考慮の上、当該児童に最も適当な家庭を選定する。

⑨ 委託候補児童とのマッチング^{*2}

選定後、候補児童と候補家庭とを引き合わせ、①乳児院や児童養護施設等での面会、②候補家庭での日帰り交流、③候補家庭での宿泊交流等の段階を経て（この間概ね1～3か月程度。長い場合は6か月以上のこともある。）、候補児童にとって望ましい組み合わせかどうか状況を把握する。

⑩ 児童の委託

児童相談所が、望ましい組み合わせであると判断したときは、児童福祉法第27条第1項第3号に基づき養育家庭委託の措置をとる。

委託中は、児童相談所が定期的な家庭訪問などにより、養育状況を把握し、児童の養育に関して必要な指導、助言等を行う。

⑪ 措置解除

家庭引き取りや満年齢解除等の理由により、養育家庭委託の必要性がなくな

^{*2} マッチング：児童に最も適合する里親の選定を行うこと。

った場合、その他措置を解除することが適切、あるいはやむを得ないと判断された場合、児童相談所は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号による委託措置を解除する。

第2章 事例の概要等

1 事例の概要

平成22年8月24日早朝、児童相談所が、杉並区内の養育家庭に委託していた児童が、養育家庭宅の階段下に倒れているのが発見され、A医療機関に搬送されたが、死亡が確認された。

児童相談所では、事件翌日に、里母から発見当時の話を聞いていたが、平成23年8月20日に、里母が傷害致死容疑で逮捕された。

2 児童及び養育家庭の状況

本児：3歳7か月。平成21年9月より養育家庭委託

里母：40代前半

里父：40代前半

里姉：中学生

里姉：小学生

(平成22年8月24日現在)

3 事例の経過と関係機関の関与状況

(1) 事例の経過

○ 本児の状況

平成19年	1月	出生
	1月29日	乳児院に入所（措置理由：養育困難）

○ 養育家庭の状況

平成19年	11月	8日	養育家庭認定登録申請
	12月	4日	児童相談所による家庭訪問（事前調査）
平成20年	1月	23日	里親認定部会へ諮問 認定基準に照らし、適格 養育家庭認定登録
	2月	26日	新規登録研修修了

○ 養育家庭委託の状況

平成21年	2月	16日	児童相談所による家庭訪問（里親の状況確認、本児のプロフィール紹介）
	3月	6日	本児（当時2歳2か月）と交流開始
	～8月	3日	施設において概ね週1回のペースで面会交流（計23回）

8月11日・14日	養育家庭宅への外出交流
8月17日	養育家庭宅に初めて宿泊（1泊） 児童相談所による家庭訪問（宿泊交流時の様子確認） 『人見知りが強かった本児が家族に打ち解けている様子で、成長が見られた。食欲は旺盛』
8月24日～26日	養育家庭宅に宿泊（2泊）
8月29日	養育家庭宅での長期宿泊開始
9月7日～9日	里母の都合により乳児院に戻り宿泊（2泊）
9月14日	児童相談所による家庭訪問（宿泊交流時の様子確認） 『人見知りの激しい本児が表情良く挨拶』
9月16日	委託開始 児童相談所による家庭訪問（委託手続き）
10月29日	児童相談所による家庭訪問（委託1か月後の様子確認、自立支援計画*3作成のため） 『本児の表情良く、大きな心配なく良好』
11月1日	B保育所利用開始
12月19日	児童相談所及び里親会*4によるクリスマス会参加時に状況確認（里母、本児、里姉）
平成22年 1月22日	B保育所で、右頬に引っかき傷を確認したため、保育士が本児に確認したところ、「ママとケンカした」「友達にされた」と答える。どちらが本当か判明せず。
1月23日	C医療機関を受診（不正出血で受診、原因は不明） 医師が右頬の傷を確認。本児は「友達にされた」と答える。
1月25日	児童相談所において本児の心理面接。成長が遅いのではないかとの相談。生活環境によるストレス等もあり、ゆったりとした時間を確保するよう助言

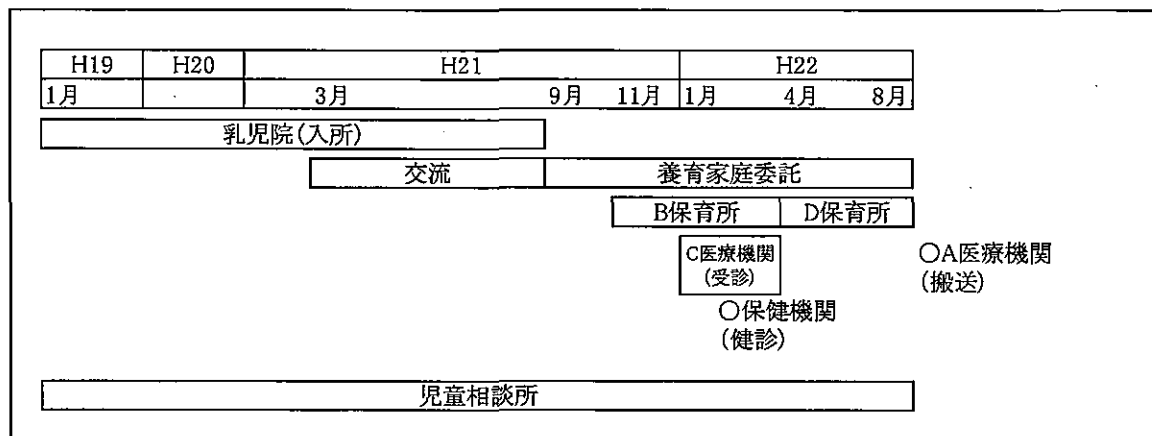
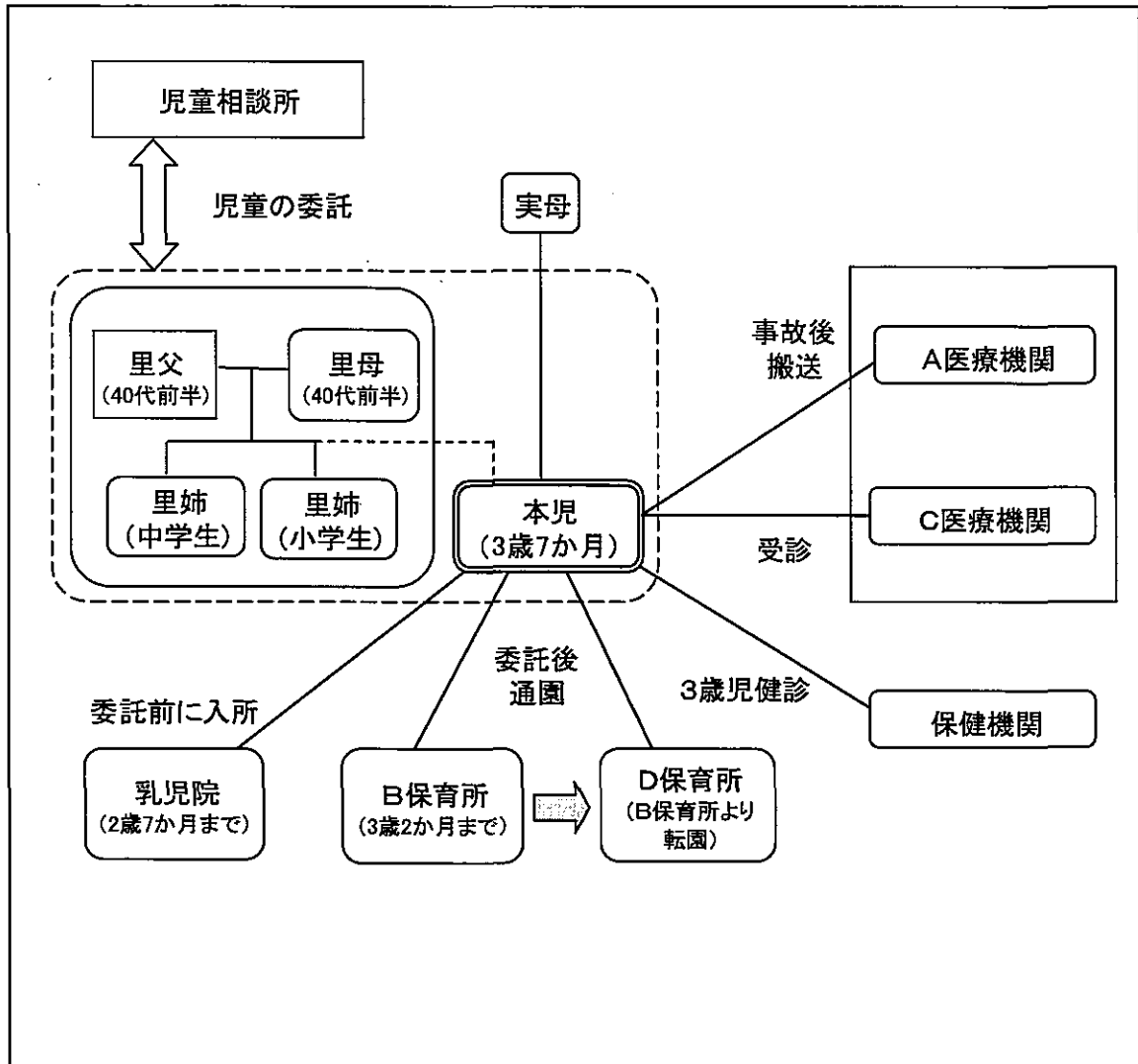
*3自立支援計画：児童相談所が、里親、委託児童、その保護者の意見を聞いて当該委託児童ごとに作成する自立の支援のための計画。「里親が行う養育に関する最低基準」において、里親は自立支援計画に従い里子の養育を行うこととなっている。

*4里親会：里親の当事者団体。東京都では、都に登録している養育家庭が中心となってNPO法人を設立し、東京養育家庭の会として活動している。

- 2月 8日 B保育所で足の脛に青痣があるのを確認したが、本児、里母とも「階段で転んだ」との回答
- 2月13日 B保育所で、右頬に引っかき傷を確認し、里母に連絡するが、里母からは「気がつかなかった」との返答がある。
- 2月26日 保健機関で3歳児健診を受診（里母からの育児に関する相談あり。）
- 3月23日 D保育所（B保育所は2歳までの利用のため、4月から転園を予定）の面接の際、右頬に引っかき傷を確認。里母からは「B保育所の友達にやられた」との説明がある。（B保育所では、傷は確認していない。）
- 3月29日 児童相談所において本児の医師面接。本児の心理面接を受け、医師面接実施。安定した環境設備をつくり、本人との信頼関係をつくるよう助言
- 4月 1日 D保育所に転園
- 5月10日 D保育所で顔に青痣があるのを発見し、里母に確認したところ、「パソコンラックにぶつけた」との説明
- 5月23日 児童相談所及び里親会によるバーベキュー大会参加時に状況確認（里母、本児）
- 8月23日 D保育所で、プール利用のため、保育士が本児の全身を確認しているが、傷・痣などは確認されていない。
- 8月24日 早朝、養育家庭宅の階段下で倒れているところを発見され、搬送先のA医療機関で死亡
A医療機関では、多数の傷、痣が確認されたことから、死亡確認後、警察と児童相談所に連絡

(注) このほかに、児童相談所が電話により養育状況を確認（計23回）。

(2) 関係機関の関与の状況



第3章 認定から交流の過程における問題点、課題

本章では、認定から交流までの過程について、東京都から説明を受けながら問題点を洗い出し、課題を整理した。特に、認定に当たっては、里親認定部会と相互に連携を図りながら検証を進めた。

1 認定について

(1) 認定登録申請・事前調査

- 養育家庭の登録については、「児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること」などを認定基準としており、里親認定部会の審議に際しては、養育家庭を希望する動機や養育の考え方、制度に対する理解度などをできる限りきめ細かく把握し、適格性を判断していくことが重要である。
- しかしながら、現行の申請書は、里親を希望する動機や里子に対する養育観などの記述欄が狭く、内容が必ずしも十分に記入されているわけではない。また事前調査においても、動機や養育に対する考え方を詳細に聞き取れていないことがある等から、認定の審議において、こうした点をきめ細かく斟酌できない場合がある。
- 里親希望者の就労時間や生活実態を詳細に把握するためには、事前に家族状況に関する書類の提出を依頼し、これに基づいて確認の面接を行うことが有効であるが、現状ではこうした詳細な生活実態について事前の書類提出を求めている。
- 里子の養育においては、様々な養育上の悩みや問題に直面することがあり、必要に応じて地域のサポートなどを受けながら養育することが重要であるが、里親希望者にこうした点が十分に説明、周知されていない場合がある。

(2) 認定の審議

- 里親認定部会での審議に際し、今後のマッチング等への意見が付されることがあるが、申請書における里親の養育の考え方等の記載が必ずしも十分でないため、個々の家庭の状況に即した意見を付することが難しい。
- 付された意見については、その取扱いが明確でないため、児童の委託に際して十分に斟酌されないケースも見受けられる。

(3) 認定前研修

- 座学中心のカリキュラム構成であるなど、専門知識を付与することに重点が置かれており、里親として、里子と向き合っていくために実践的に活用できる内容が不足している。

- 現行では、研修の受講後にアンケートを行っているが、制度や里子を養育することへの理解度などを確認する仕組みがない。

2 選定及びマッチングについて

- 委託候補家庭の選定に際し、里親の就労状況や養育時間の確保等について、実態が十分に把握できていない場合がある。
- 交流中における児童相談所と施設とのケースカンファレンスについては、必要に応じて実施しているが、必須とはされていない。
- 委託の決定に向け、家庭訪問により、児童と候補家庭の関係性が良好であるかどうかを確認しているが、家族一人ひとりに対する個別の聞き取り等は行っていない。

第4章 事例から見えてきた問題点、課題

本章では、関係機関へのヒアリング等の実施結果を踏まえ、今回の事例から見えてきた各機関の対応等について問題点を洗い出し、論点を整理した。

1 選定及びマッチングについて

(1) 選定に当たっての状況把握

- 当初の申請書には、「短期委託を希望」との記載があったが、児童相談所は、本児との交流開始前に長期委託の可能性もあることを伝え、里親の了解を得ていた。しかし、児童相談所は、職業的活動を含む様々な社会活動や学業などで委託後、多忙な生活であった里母の生活実態を把握しておらず、その生活が長期委託も見込まれる本児の養育に適うものかどうか、見極めが十分できていなかった。

(2) 交流の状況

- 交流開始後、里母は週に1回程度の交流を行っていたが、本児が入所している乳児院では、里子が里母にあまりなついていないという印象を持っていた。しかし、交流の不調を伺わせる特段のエピソードが見られなかったため、気がかりな点を児童相談所に明確に伝えることができなかった。
- 児童相談所と施設とのケースカンファレンスについては、交流中に実施していなかった。
- 当該家庭への最初の宿泊交流時に、児童相談所が家庭を訪問した際、食が細かい本児に旺盛な食欲が見られた様子や、人見知りの強い本児が家族に打ち解け甘えを見せている様子が見られた。本児の成長が感じられたこともあり、その後の問題意識が希薄になってしまった。
- 長期宿泊中の本児は、里母の都合により乳児院に一時的に戻っているが、児童相談所は、こうした事実違和感を持つことはなかった。

2 児童相談所の対応について（委託後）

(1) 保育所の利用

- 児童相談所は、里母の生活実態を詳細には把握していなかったが、日中、学業に時間を取られていた状況を考慮し、保育所の利用が適当と判断した。委託後1か月半で本児は保育所に入所したが、委託当初の時期において、保育所の利用が愛着形成の観点から適切だったのか疑問がある。
- 保育所利用については、里親子の愛着形成を踏まえ、一定期間経過した後に利用することが適切との考えもある一方、保育サービスの利用により里親の養育負担を軽減したり、里子にとっても同世代の児童との交流ができる面もある。

児童相談所は、個別の状況に応じて判断を行っているが、利用に当たってのルールは明確になっていない。

【取組の現状】

保育所の利用については、児童相談所が、里子、里親の状況に応じて利用が適切かどうかを判断している。(厚生労働省通知(平成11年8月30日児家第50号)では、児童の最善の利益に適うと認められる場合、保育所入所を妨げない、としている。)

(2) 家庭状況の把握

- 交流時において、本児の成長面が見られ、養育状況が安定しているとの認識もあり、里母の就労状況や養育時間の確保について細かいチェックは行わなかった。
- 児童相談所は、委託1か月後に家庭訪問を実施し、電話連絡も2週間に1度の割合で行っており、連絡の頻度としては決して少なくはなかったが、就労や学業の継続など、主たる養育者である里母の多忙な生活を具体的に把握するには至らなかった。
- 里母は、児童相談所に里子が「ゾンビ顔」(奇異な表情)になるなど、里子の反応、様子への違和感を述べていたが、そのことが、里母の養育においてどの程度の問題であったのかについては十分には評価していなかった。またその後の心理面、医学面の相談、評価、助言においても養育関係におけるストレスが指摘されていたが、継続的な支援、見守り、評価作業には結び付かなかった。

【取組の現状】

児童相談所は、自立支援計画作成時(年1回)をはじめとする家庭訪問や電話、交流会等において、児童の状況及び家庭の受け入れ状況の把握を行っている。

実子への援助に関しては、明確な規定はなく、当該養育家庭から相談が寄せられた場合に対応を行っている。

- 委託から2か月後、児童相談所に『里親家庭の実子である里姉に、里子の養育負担がかかっているのではないかと』と周囲から懸念する声が寄せられていた。しかしながら、当該家庭の養育状況は安定しているとの認識から、里姉から直接聞き取りを行うなど、積極的に情報を得ることをせず、またそうした情報について組織内での情報共有、検討を行わなかった。

(3) 心理面接・医師面接

- 委託後、里母は、児童相談所に対して、『食事に時間がかかる』『トイレに頭を突っ込む』など、里子の気がかりな行動を訴えており、児童相談所は、委託後4か月で心理面接、6か月で医師面接を実施した。各所見では、本児が新たな生活環境の中でストレスを感じていることが指摘され、里母へは、ゆったり

とした時間を確保する必要があることを助言した。面接の際、里母から養育負担を感じている話や様子は見られず、面接以降も、養育上の問題について継続的な訴えがなかったことから、その後の詳しい状況把握や、通所・訪問指導等のフォローは行わなかった。

【取組の現状】

里子については、必要に応じて心理面接、医師面接を行っている。

(4) 児童相談所と関係機関との関わりについて

- B・D両保育所は、本児に原因が曖昧な傷、痣を確認しているほか、就労や学業等で里母が多忙であることなどを認識していた。また、B保育所では、里母が、里子の育てにくさを話しており、3歳児健診においても、保健機関に同様の話をしていた。C医療機関では、受診の際に本児の右頬に傷を確認していた。保育所、保健機関、医療機関が把握していたこうした気付きな情報について、児童相談所が把握する仕組みがなく、里親子の状況を十分認識できていなかった。

【取組の現状】

- 保育所、学校などは、里子の日々の生活の状況を把握している重要な機関であるが、里親から依頼がない限り、児童相談所が直接連絡をとることはほとんど行っていない。
- 医療機関に対しても、同様である。

3 関係機関の対応について（委託後）

(1) 保育所の関与

- 保育所においては、児童相談所から情報提供を受ける仕組みがなかった。また養育家庭が直面する悩みや問題に対する理解も十分ではなかった。D保育所では、本児が里子であることを限られた職員にしか伝えておらず、養育家庭の特性を踏まえた所内の支援体制がとれていなかった。
- B保育所では、本児の頬等に原因が曖昧な傷、痣を確認しているが、転園先のD保育所にその情報を引き継がなかった。このため、D保育所は、複数回の傷、痣の状況を重ね合わせると見て取れたかもしれない虐待の疑いを持つには至らず、虐待通告につながらなかった。

【取組の現状】

保育所、学校等すべての関係機関は、児童に不審な傷、痣等を確認した場合、速やかに子ども家庭支援センター*5、児童相談所などの関係機関へ通告することになっている。

*5子ども家庭支援センター：都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携を取りつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年度より始まった東京都独自の制度

(2) 医療機関の関与

- C医療機関の受診時に、右頬の傷が確認されていたが、虐待を疑う視点が十分でなかったため、院内での関係者の協議につながらなかった。また、当時は、院内にCAPS*6が組織化されていなかったため、虐待をチェックする体制が不十分であった。(なお、本事案後、当該医療機関では、院内の虐待対策委員会を立ち上げている。)

【取組の現状】

東京都では、医療機関の虐待対応力の強化に向け、医療機関に対しCAPS設置による組織的な対応を促進するほか、各地区の医師会を巡回する虐待対応力向上研修等を行っている。

*6CAPS (Child Abuse Prevention System 院内虐待対策委員会) : 病院内の児童虐待に対応する複数の診療部門が、各々の視点から、児童虐待かどうか、病院としての通告や警察への連絡などを行うかどうかなどについて協議し、判断する組織

第5章 改善策

本事例は、その事態の全てが解明・確認されたとは言えない段階であるが、里子が養育家庭の養育環境下で死亡した事態は、社会的養護としての養育家庭制度の根幹にかかわる重大事である。これまで見てきた事実経過・対応において、現行体制の枠の中で改善策を示すだけでは、類似する事例の発生を十分に防げるとは言えない。児童の権利擁護と十全な養育環境を確保し、養育家庭制度を今後一層推進するためには、支援の責任を負う東京都、児童相談所をはじめとした関係機関は、従来からの支援体制の遵守確認に留まらず、新たな体制の整備・充実を図る必要がある。

1 認定について

(1) 認定登録申請・事前調査・・・養育の考え方を把握

- 認定の審議に際しては、里親を希望する動機や養育に対する考え方、養育家庭制度に対する理解度などをよりきめ細かく把握し、適格性を判断していくことが重要である。このため、里親希望者が記入する申請書については、動機や養育観等を詳しく記入できる様式に改善すること。その上で、事前調査においては、こうした点をさらに掘り下げて調査を行うこと。
- 申請時は、就労や学業、趣味など日常の具体的な生活実態がわかり、養育にあてる時間等が把握できる書類の提出を求め、事前調査に活かすこと。
- 児童が家庭で育つことの大切さと養育の難しさを説明するとともに、地域の支援を受けながら養育をしていく必要性についても十分な理解を求めること。

(2) 認定の審議・・・助言機能の強化

- 里親認定部会では、里親希望者の適格性の審議に当たっては、外形的な要件のみならず、当該家庭の事情や特性を勘案し、実際に十分な養育を行える家庭であるか審議すること。また、マッチングや委託に当たって配慮すべき意見を積極的に付すこと。
- 児童相談所では、こうした里親認定部会の助言を重く受けとめ、マッチングや委託後の援助に活かしていくこと。

(3) 認定前研修・・・演習型研修の充実

- 認定前研修については、養育家庭制度への理解とともに、子どもの発達に応じた養育に関して一層理解を深めることができる演習型の研修を充実すること。
- 乳児院や児童養護施設での実習においては、社会的養護の大切さを学ぶとともに、愛着や発達などの課題を持つ児童への関わりも学べるよう、内容を一層工夫すること。

- 研修終了時には、レポート等の提出を義務付け、制度や養育への理解度を確認することも検討すること。

2 選定及びマッチングについて

(1) 選定に当たっての状況把握・・・養育環境等を考慮

- 初めて児童を委託する家庭の場合は、養育経験等を考慮しながら短期委託から始めるなど、段階的な委託のあり方について検討すること。
- 候補家庭については、候補児童に見込まれる委託期間（短期、長期）を踏まえ、里親の意向だけでなく、具体的な養育環境や里親の生活実態を改めて確認すること。
- マッチングをする際には、里親認定部会の助言を尊重することとし、これを踏まえて所内会議で確認すること。

(2) 交流の状況・・・カンファレンスのルール化

- 交流の開始前には、乳児院や児童養護施設等と児童相談所がそれぞれ持っている児童と養育家庭に関する情報の共有化を一層図り、交流の進め方等を確認すること。
- 交流期間中に施設の担当職員やファミリーソーシャルワーカー、児童福祉司、児童心理司などが一堂に会するカンファレンスの実施をルール化し、児童の様子や交流の状況、候補家庭の生活実態等を相互に確認し評価した上で、委託の判断につなげること。

(3) 交流の状況・・・個別面談による家族の意向確認

- 交流期間（特に宿泊交流期間）においては、里子の受け入れが家族全体に影響を与えることを踏まえ、里母や里父、実子、養育に関わる親族等にそれぞれ個別に面談を行う等、一人ひとりの意向や家族関係、養育負担等の状況を確認すること。

3 児童相談所の対応について（委託後）

(1) 保育所の利用・・・慎重かつ総合的な判断

- 保育所利用については、委託当初の愛着形成が重要なことから、里子や養育家庭の状況を踏まえ、総合的に判断すること。保育所の短時間活用など、段階的な利用も含めて慎重に検討すること。

(2) 家族状況の把握・・・家族全体へのアセスメントと援助の強化

- 里子の養育状況はもとより、新たに愛着関係を築いていく里親子の関係性や、実子と里子の関係性、里親の養育負担等に注目しながら状況を把握すること。

- 実子や他の同居家族への影響も考慮して、家族全体の状況の把握に努めること。
- 家庭訪問等において状況の把握を徹底するため、聞き取り事項をまとめたチェックリストの活用や、所内での定期的な進行管理の実施により、アセスメントの強化に努めること。
- 家庭訪問や来所面接の機会を活用し、里母、里父、実子、養育に関わる親族等に個別面談を行うことなどにより、家族全体へのきめ細やかな援助を行うこと。
- 里子は、新たな環境の中で情緒や言動に激しい揺れを見せたり、里親との愛着形成の中で試し行動を表わすことも多い。このため、特に主たる養育者の養育負担を考慮し、里親支援機関事業等も活用しながら、里親へのカウンセリングなどの相談援助を充実すること。
- 養育家庭については、特に委託直後からの集中的な初期支援とアセスメントを実効性あるものとするため、委託直後からの数か月間については、家庭訪問を集中的に行うことをルール化し、併せて地域の要保護児童対策地域協議会*7を中心とする各関係機関のサポートも得られるよう連携を図ること。

(3) 心理面接、医師面接・・・定期的な実施とその後のフォロー

- 児童や里親の状況をきめ細かく把握するため、心理面接、医師面接を適時・適切に実施し、里親に養育上の助言等を行うこと。特に里親子の関係形成に重要である委託から半年までの間に、心理面接を行うとともに、その後も年に1回程度の心理面接を継続して行っていくこと。
- 心理面接、医師面接を行った後は、その結果をもとに、必要に応じて1～3か月後や半年後に再面接を行うなどのフォローを行うこと。

4 児童相談所と関係機関との関わりについて

(1) 関係機関への訪問

- 保育所や学校など、日常的に児童と接している関係機関との情報連絡が重要である。児童相談所は、今後、こうした関係機関への定期的な訪問などを行い、養育家庭制度への理解を求めるとともに、情報交換や支援の進め方について共通認識を築いていくこと。

*7要保護児童対策地域協議会：平成16年の児童福祉法の改正により、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として制度化。運営の中核に調整機関を置くことや、構成員の守秘義務が規定されている。主に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議の三層構造で運営されている。また、児童虐待ケースの進行管理を適切に行うため、実務者会議等の場において子ども家庭支援センターや児童相談所がそれぞれ相談援助活動を行っている児童虐待ケースの進行状況について、相互に報告・確認を行う。平成21年度より、協議の対象が要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）、特定妊婦（出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）に拡大された。

(2) 地域の子育て支援サービス等による支援

- 児童相談所は、今後とも里親会や乳児院、児童養護施設等との連携を強化するとともに、子ども家庭支援センターをはじめ保健機関、学校、保育所、幼稚園など様々な機関と連携し、子育て支援サービスや母子保健サービスなど、地域の社会資源につなげながら支援を行うこと。

(3) 地域の支援ネットワークとの連携

- 養育家庭は、心理職や保育士など複数の職員の支援が受けられる乳児院、児童養護施設とは異なり、里子の育てにくさに直面した場合は、家族でこれを受け止めていかなければならない。このため、児童相談所の援助はもとより、地域全体で養育家庭を支援していくことが必要であり、要保護児童対策地域協議会は養育家庭に対する支援機能を担う必要がある。
- 児童相談所は、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と「里子は支援を必要とする児童である」との共通認識を築きながら、必要に応じて地域の様々なサービスや社会資源を養育支援につなげること。

5 関係機関の対応について（委託後）

(1) 保育所の関与・・・養育家庭に対する組織的な支援

- 今後は、養育家庭制度への一層の理解に努めるとともに、里子が入所した場合は、児童相談所との情報の共有化に努め、里親と里子を支援すること。
- 不審な傷、痣を発見した場合は、必ずその事実を記録し、虐待通告を検討すること。
- 保育所転園の際に、上記項目のような検討事項が過去に発生していた場合には、児童相談所や子ども家庭支援センターと連携しながら、事実の報告と虐待の疑いがあることを申し送り事項として、加えること。

(2) 医療機関の関与・・・CAPSの設置促進

- 医療機関は、スタッフ一人ひとりが虐待への認識を深めること。
- 虐待が疑われる事例を発見した場合に院内で組織的に対応できるよう、CAPSの設置に努めること。
- 東京都は、児童相談所による研修などを通じて、引き続きCAPSの設置促進に努めること。

6 援助体制の強化について

(1) 児童相談所の体制強化

- 児童相談所には、一人ひとりの児童のニーズを的確に踏まえた自立支援計画

を作成し、里子の援助の一層の充実とともに、実子を含めた養育家庭全員への援助を視野に入れたソーシャルワーク機能や、各関係機関と連携し調整しながら援助を進めるコーディネート機能の強化が求められる。児童相談所が、今後こうした里親支援機能を十分に発揮するためには、組織体制の強化が急務である。

- 東京都は、都内11か所の児童相談所に里親支援専任の常勤職員を配置すること。養育家庭の登録数に応じて、専任職員を複数配置できるよう、職員定数の見直し、増員を行うこと。
- 併せて、所内に里親支援チームを設置し、組織的に進捗状況の把握と援助を行う体制や、援助プログラム内容の策定について具体的に検討すること。

(2) 里親支援機関事業の活用

- 措置責任と指導責任を担う児童相談所による里親援助の充実が必要であることは言うまでもないが、その一方で、里親にとって措置権者である児童相談所には本音を伝えにくいとの声もあることから、第三者の立場で気軽に相談できる場が必要である。
- 東京都は、養育相談など、豊富なノウハウを持つ民間団体等を活用した里親支援機関事業を一部の児童相談所で導入し、新規委託時のフォローや里親向けカウンセリング事業で効果を上げている。今後は、都内全ての児童相談所に事業を拡大し、里親支援の充実を図ること。

(3) 乳児院・児童養護施設とのさらなる連携

- 乳児院や児童養護施設は、社会的養護を必要とする児童を養育、支援するノウハウや資源を持っている。今後は、里親支援専門相談員*8を活用するなど、里親への相談支援等の充実を図ること。
- 児童相談所は、そのノウハウや資源に着目し、里親養育に対する相談支援、養育体験の提供、レスパイトケアの実施などの協力を施設に求め、一層の連携を図ること。

(4) 支援団体との連携

- 東京都及び児童相談所は、里親・里子支援プログラムを独自に実施している民間団体と連携し、様々な場面で協働しながら支援の充実に努めていくこと。
- 民間団体は、里親支援の重要な役割を担っていることから、持っているノウ

*8 里親支援専門相談員：国は、平成24年度より、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設や乳児院に里親支援を担う職員を配置することとしている。

ハウを最大限に発揮し、児童相談所と連携を強化しながら、今後とも里親支援の充実に努めること。

7 養育家庭に求められるもの

(1) 地域に支えられた養育

- 養育家庭は、里子との新たな家族関係を築く中で、その育てにくさに直面した際には、家族全体で里子を受け止めていかなければならず、その負担は大きいことから、地域全体で里子の養育を支援していくことが求められる。養育家庭は、社会的養護を担う公的な役割を自ら認識し、必要に応じて周囲の支援を受けながら、里子の最善の利益のために努力すること。
- 児童相談所は、認定前から委託後に至る各段階で、養育家庭がその役割を理解するよう努めるとともに、必要に応じて地域の支援を受けながら養育することを自立支援計画にも盛り込み、着実に援助を進めていくこと。

(2) 里親同士の横のつながり

- 里親同士の相互交流は、ピアサポートとして効果があり、里親の孤立化を防ぐためにも重要である。また、支援が必要な場合であっても、周囲に頼らず自らの力だけを頼りとするような養育を防ぐためにも、横のつながりは有効である。
- 東京都では、里親会と児童相談所が共同して「里親サロン」や「ミニ研修会」などを開いており、里親支援の重要な柱となっている。養育家庭には、今後ともこうした交流会等への参加を促すほか、特に新規に児童を委託した場合には、一定の期間、参加を義務化することなどを検討すること。

8 里親制度の普及啓発について

- 都民一人ひとりが、子どもたちが養育家庭で育つことの大切さと養育の難しさを理解し、地域において里子を共に支え育てていくことが必要である。東京都及び区市町村は、都民の理解を深めていくための普及啓発に一層取り組むこと。
- 東京都及び児童相談所は、地域の要保護児童対策地域協議会の構成メンバーに対し、制度への理解を求めるとともに、ネットワークを活用した支援について協力を求めること。
- 児童相談所は、児童が日常通う学校や保育所、幼稚園などの関係機関への訪問などを行い、制度への理解を求めるとともに、今後の支援について共通認識を築いていくこと。

9 検証の時期について

- 本事例については、事件発生から約1年後の里母の逮捕を受けて、検証に着手した。
- しかし、東京都の養育家庭制度の中で児童が死亡したという深刻さを鑑みれば、警察の捜査動向にかかわらず、児童虐待防止や被措置児童虐待防止の観点から、検証部会として、事件発生後速やかに着手すべきであった。今後は、事件の重大性や緊急性、制度的な影響等を踏まえ、早急に検証が必要な事例については、事件発生後、時間を置くことなく検証作業を進めることが必要である。
- 東京都へは、こうした深刻な事例について、速やかに内部検証を行うことを要望する。

第6章 地域全体で養育家庭を支える仕組みづくりに向けて

- 様々な事情で家庭での養育が困難となった子どもたちに、家庭的な環境の中で養育を提供する養育家庭制度は、子どもの健全育成を図る上で重要な制度であり、東京都としては引き続き強力で推進していくべきである。
- 養育家庭は、里子と新たな家族関係を築きながら、里子の育てにくさに直面した際には、家族全体でこれを受け止めなければならない、その責任は重く負担も大きい。
- 児童相談所はこの点を改めて認識し、里親支援機関なども活用しながら、里子と養育家庭に対する援助をさらに充実していかなければならない。
- また同時に、児童相談所が援助の中心になりながら地域の関係機関との連携を密にし、地域全体で里子と養育家庭を支援していく体制を構築していく必要がある。
- こうした取組を充実することにより、里子と養育家庭が地域で安心できる生活を保障し、養育家庭の委託をなお一層促進していくことが求められる。

1 児童相談所を中核とした地域支援体制の強化を（東京都・児童相談所）

- 児童相談所は、今後とも里子の最善の利益を実現し、里子と養育家庭の安全で安心な生活を保障するため、援助の充実を図るべきである。このためには前章に述べたような児童相談所の組織・人員体制の整備が急務である。
- しかし、児童相談所だけで里子と養育家庭の援助を担うことには限界があることから、児童相談所は、民間団体のノウハウを活かした里親支援機関との協働や、乳児院や児童養護施設、里親会との連携を一層強化するとともに、養育家庭にとって身近な区市町村や子ども家庭支援センター、保育所や幼稚園、学校、保健所、民生児童委員、主任児童委員のネットワークを活用しながら、子どもと養育家庭を援助していく必要がある。そのため、東京都及び児童相談所は、地域の関係機関と連携しながら里親支援のコーディネーターとしての機能を十分に発揮していく必要があり、そのための体制整備・意識改革が必要である。

2 支援が必要な児童として地域の中でサポートを（区市町村）

- 社会的養護の担い手である養育家庭は、複数の職員からの支援が得られる児童養護施設等と異なり、時に里子の育てにくさに直面しながら、家族で里子を受け止めていかなければならない。
- 今後は、養育家庭を地域全体で支えていく仕組みが必要である。要保護児童対策地域協議会では、「里子は支援が必要な児童である」との認識を共有し、様々なサービスで里子と養育家庭をサポートしていくなど、地域ネットワークの連携による細かな支援を充実していかなければならない。その際には児童相

談所との緊密な連携を図っていくことが重要であり、各区市町村は、要保護児童対策地域協議会とその調整機関である子ども家庭支援センター等の取組の強化を図る必要がある。

3 地域に支えられた養育家庭へ（養育家庭）

- 養育家庭は里親の熱意と里子への愛情に支えられているが、里親が周囲に頼るごとなく、自らの力のみを頼った養育に偏ることは適切ではない。
- 養育家庭は、里子を養育するという公的な役割を認識し、児童相談所の援助はもとより、地域の必要な支援を積極的に受け入れて里子を育てていく、「地域に支えられた養育家庭」を目指す必要がある。

4 養育家庭を支える一人ひとりの理解（都民）

- 東京都全体でも里子を委託している養育家庭数は約300家庭である。社会的養護の一翼を担う養育家庭の数が少ないこともあり、地域での養育家庭制度の認知度は未だ十分ではない。
- 東京都は引き続き養育家庭制度の普及啓発を進めるとともに、都民一人一人は、養育家庭制度を正しく理解し、地域で共に養育家庭を見守り、支えていくことが必要である。

参 考 資 料

・ 養育家庭支援体制の変遷	27
・ 東京都里親認定基準	29
・ 里親認定登録申請書	31
・ 里親調査書	34
・ 児童虐待死亡事例等検証部会設置要綱	36
・ 児童虐待死亡事例等検証部会委員名簿	38
・ 本事例の検討経過	39

養育家庭支援体制の変遷

<養育家庭制度の経過>

- この制度は、昭和48年に、東京都が東京都児童福祉審議会の意見具申「東京都における里親制度のあり方について」を踏まえ、当時、里親といえは養子縁組が前提となっていた時代に、社会的養護を必要とする児童に対し、より家庭的な環境を提供するため、養子縁組を前提としないで、登録された家庭に児童の養育を委託する制度として独自に創設したことに始まる。
- 制度発足時は、養育家庭を希望する都民の相談窓口として「養育家庭センター」を児童養護施設や乳児院に設置、昭和48年に4箇所を開設後、順次整備し、昭和61年に9箇所目を開設した。養育家庭センターには、養育家庭の開拓、養育家庭の申込みから、児童のマッチングと交流、委託後の支援など、里親認定及び措置に関わる業務以外の大部分を委ね、養育家庭センターと児童相談所とが両輪となって制度の運営に努めてきた。
- その後、発足から約30年が経過し、養育家庭の登録数や委託児童数の伸び悩みが見られたことから、平成14年、児童相談所全体の改革を進める中で、家庭的養護の推進を強化するため、養育家庭センターを廃止し、児童相談所が中心となって養育家庭制度を推進する体制とした。
- 平成14年、国は「養育里親」「専門里親」「親族里親」「短期里親」の4類型を示し、平成21年には、都の養育家庭制度の趣旨を取り込んで「養育里親」を「養子縁組里親」と明確に区別し、児童福祉法に位置付けて、家庭的養護の推進を図ることとした。
- 東京都は、平成14年度以降、子どもの措置に関わる児童相談所とは別に、養育家庭が生活する地域を管轄する児童相談所において支援をするため、養育家庭担当児童福祉司の選任、養育家庭専門員の配置、養育家庭経験者による養育家庭支援員の選任などにより、家庭訪問や電話相談、交流事業等相談支援体制の充実に取り組んできた。
また、平成20年度からは、支援体制を一層整備するため、民間団体との連携により里親支援機関事業に取り組み、支援体制の拡充に努めている。

<登録家庭と委託児童の状況>

- 登録家庭数は、発足時の昭和48年は53家庭であったが、昭和60年前後に約270家庭まで伸びた。10年前の平成12年頃は約300家庭となり、平成22年度末で445家庭と、10年前のほぼ1.5倍となっている。
- 委託児童数は昭和48年当初は23人、昭和60年前後、約300人まで伸びたが、10年前の平成12年頃は約200人余りまで低下した。その後、東京都の積極的な推進により、平成22年度末で、412人（ファミリーホーム委託児童数を含む。）とほぼ2倍となっている。

【委託児童数・登録家庭数の推移】

	昭48	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	昭54	昭55	昭56	昭57
委託児童数	23	61	102	117	145	165	176	191	207	231
登録家庭数	53	117	160	173	207	224	239	228	230	239

○

	昭58	昭59	昭60	昭61	昭62	昭63	平1	平2	平3	平4
委託児童数	263	276	295	289	283	280	265	239	210	216
登録家庭数	249	259	273	276	270	270	257	245	240	220

○

	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14
委託児童数	197	195	185	179	195	198	201	211	224	278
登録家庭数	201	201	201	205	220	215	237	294	308	318

○

	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
委託児童数	300	316	349	357	382	374	388	412
登録家庭数	339	355	386	409	429	434	440	445

東京都里親認定基準

平成 15 年 4 月 1 日付 14 福子育第 1116 号 (福祉局長決定)
 平成 18 年 4 月 1 日付 17 福保子育第 1953 号 (福祉保健局長決定)
 平成 19 年 4 月 1 日付 18 福保子育第 1804 号 (福祉保健局長決定)
 平成 21 年 6 月 19 日付 21 福保子育第 255 号 (福祉保健局長決定)
 平成 22 年 7 月 15 日付 22 福保子育第 529 号 (福祉保健局長決定)

	養育家庭	専門養育家庭	親族里親	養子縁組里親
里親申込者の基本要件	(1) 心身ともに健全であること。(注1) (2) 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。 (3) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。 (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他関係法令等が適用になること。 (5) 里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。 ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者 (6) 世帯の収入額が生活保護基準を原則として上回っていること。(注2) (7) 委託児童との養子縁組を目的としないものであること。	(1)から(7)まで養育家庭と同じ。 (8) 養育家庭として通算して3年以上の委託児童の養育経験がある者又は児童養護施設若しくは乳児院で直接処遇職員として通算して3年以上従事した経験がある者であること。 (9) 東京都が実施する専門養育家庭研修の課程を修了していること。 (10) 主たる養育者が委託児童の養育に専念できること。	(1)から(5)まで養育家庭と同じ。 (6) 委託児童の三親等内の親族であること。 (7) 次のすべての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。 ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。 イ 現に、児童養護施設、乳児院、一時保護所若しくは児童自立支援施設に入所し、又は一時保護の委託をしており、当該入所又は委託の前に、当該児童と生計を一にしていな親族に引き取られること。	(1)から(6)まで養育家庭と同じ。 (7) 委託児童との養子縁組を目的とするものであること。

	養育家庭	専門養育家庭	親族里親	養子縁組里親
家庭及び構成員の状況	<p>(1) 家庭生活が円満に営まれていること。</p> <p>(2) 里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。</p> <p>(3) 里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。</p> <p>(4) 里親申込者のうち、主たる養育者となる者の年齢は、原則として25歳以上65歳未満(注3)であること。</p> <p>(5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>ア 児童養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。</p> <p>イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の子又は父母等がいること。(注5)</p>	(1)から(5)まで養育家庭と同じ。	<p>(1)から(3)まで養育家庭と同じ。</p> <p>(4) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、当該親族に20歳以上の子又は父母等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住し児童の受託について十分な理解を有していること。</p>	<p>(1)から(3)まで養育家庭と同じ。</p> <p>(4) 里親申込者は、原則として25歳以上50歳未満であり、婚姻していること。(注4)</p>
居住地の状況及び	<p>(1) 里親申込者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること。</p> <p>(2) 住居の広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること。</p>	養育家庭と同じ。	養育家庭と同じ。	養育家庭と同じ。
動受託	里親申込みの動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。	養育家庭と同じ。	養育家庭と同じ。	養育家庭と同じ。

(注1)「心身ともに健全であること」とは、児童の養育に必要な「健全」さであり、障害や疾病を有していても、児童の養育に差支えがなければ、この要件を満たす。

(注2) 生活保護基準を下回っても、別紙様式により、経済的に困窮していないことが確認された場合には、この基準を満たすものとして取り扱う。

(注3) 短期条件付・レスパイト限定付養育家庭の申込みにあつては、主たる養育者となる者の年齢が65歳以上であっても行うことができる。

(注4) 平成18年9月30日以前の里親申込者については、従前の基準である「25歳以上65歳未満であり、配偶者がいること」を適用する。

(注5) 「起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の子又は父母等がいること」の「等」は、原則として親族を示す。ただし、社会通念上事実上の婚姻関係にある同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮した上で「等」に含めることは差し支えない。

第24号様式(第14条関係)
(第1片)

受付第	号
年	月 日

年 月 日

里親認定登録申請書

東京都知事 殿

申込者氏名(里父) ㊟

申込者氏名(里母) ㊟

私(申請者氏名) _____ は、児童福祉法第6条の3の規定による里親
(登録種別 _____) の認定及び登録を申請します。

<添付書類>

- 1 申請者の自宅の間取り図
- 2 研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- 3 申請者及びその同居人の住民票の写し(原本)
- 4 申請者及びその同居人の収入が確認できる書類(源泉徴収票等)

(専門養育家庭認定登録申請時のみ提出)

- 5 専門養育家庭の要件いずれかに該当することを証する書類
- 6 研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

(日本工業規格A列4番)

家庭の状況票(里親認定登録申請用)										
郵便番号										
現住所					電話 ()					
家族構成	ふりがな氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業(学年)	健康状態	主たる養育者	備考(国籍等)	
			世帯主							
結婚	年 月		地 域 環 境		住宅地・商業地・工業地・その他()					
住居	1 自家・借家 2 戸建・アパート・マンション・その他() 3 室(和 室 畳、洋 室 畳)									
経済状態	前年の収入	源泉徴収票又は確定申告による			円	資 産	土地 (評価額)	円		
	前年の支出(生活費)	円			円		家屋 (評価額)	円		
							預 金 等	円		
申込者又は同居家族が、次の各号のいずれかに該当して いる ・ いない ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者										
里親制度を知った経路	1 児童相談所 2 福祉事務所 3 児童福祉施設 4 都・区市町村広報 5 新聞・テレビ・ラジオ 6 インターネット 7 里親の紹介 8 その他()									
研修を修了した日	年 月 日									
里親経験の有無	登録期間	年 月 日～			年 月 日(都・道・府・県・市)			
	登録期間	年 月 日～			年 月 日(都・道・府・県・市)			

(裏)

どのような理由から里親を希望するようになりましたか。(動機)				
里子の養育についてどのような考えをお持ちですか。 里父になる方 里母になる方				
里子を受け入れることについて、家族の皆さんはどのように考えておられますか。				
子どもを育てた経験がおありですか。そのとき、どのようなことを感じましたか。				
希 望 児 童	年 齢	性 別(男・女・不問)	受 託 希 望 期 間 (養育家庭のみ記入)	長 期・短 期 ど ちらでもよい
里親として認定 登録された後、 (養育家庭のみ 記入)	里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)受入れ家庭として登録することを (希望する・希望しない)			
	登録事項のうち氏名・住所・電話番号について、区市町村へ情報提供することを (希望する・希望しない)			
自宅の間取図				

里親調査書

里父氏名	1 養育家庭 () 2 専門養育家庭 3 親族里親 4 養子縁組里親	新 規	再 認 定	再 登 録	登 録 更 新	内 容 変 更	第 年 月 日
里母氏名							
《里父について》 両親： 兄弟・姉妹： 生育歴（学歴・職歴、現在の職業等）： 健康状態（既往症・手術等）： 趣味嗜好： 里母からみた里父： その他（日本国籍以外の場合、国籍等）：		《里母について》 両親： 兄弟・姉妹： 生育歴（学歴・職歴、現在の職業等）： 健康状態（既往症・手術等）： 趣味嗜好： 里父からみた里母： その他（日本国籍以外の場合、国籍等）：					

第里4号様式(2)

《家庭生活について（夫婦関係・親子関係・実子の生育の状態等）》

《里親宅の環境（地域環境、住宅状況、地域社会の関係）》

《受託に対する動機（調査者からみた本人の動機について記入）》

《里子養育についての考え方（申込書に記載された養育方針を具体的に）》

《家族・親族の理解度》

《特に記載を必要とするもの》

《児童相談センター里親担当・児童相談所 家庭調査 年 月 日実施》

児童相談センター里親担当の評価

調 査 者

印

児童相談所名（ ）評価

調 査 者

印

児童相談所長の意見

児童相談所長名

印

東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会設置要綱

20福保子計第281号

平成20年6月23日

(目的)

第1 児童虐待の再発防止策を検討するため、児童虐待の死亡事例等の検証を行うことを目的として、東京都児童福祉審議会条例施行規則（平成12年東京都規則第110号。以下「施行規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、東京都児童福祉審議会に児童虐待死亡事例等検証部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 部会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4の規定に基づき東京都から報告を受けた児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- (2) 事例の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、東京都に報告すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項を審議すること。

(構成)

第3 部会に属する委員は、施行規則第5条第2項の規定に基づき、委員長が指名した委員をもって構成する。

(部会長)

第4 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会に属する委員が互選する。
- 3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐する。部会長に事故があるときは、副部会長が、その職務を代理する。

(招集等)

第5 部会は、委員長が招集する。

(会議の公開等)

第6 部会は、個人情報の保護の観点から、非公開とする。ただし、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。

(守秘義務)

第7 委員は、正当な理由なく、部会の審議内容及び部会の職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(事務局)

第8 部会の庶務は、福祉保健局少子社会対策部計画課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。

児童虐待死亡事例等検証部会委員名簿

※敬称略、五十音順

平成24年1月1日現在

氏名	所属	専門分野
あきやま ちえこ 秋山 千枝子	医療法人社団千実会 あきやま子どもクリニック院長	小児科医
おの かずや 小野 和哉	東京慈恵会医科大学精神医学講座専任講師	小児精神
たかつか ゆうじ 高塚 雄介	明星大学人文学部教授	臨床心理
ないた いくみ 中板 育美	国立保健医療科学院公衆衛生看護部主任研究官	公衆衛生
ひらゆ まさと ○平湯 真人	平湯法律事務所	司法
まつばら やすお ◎松原 康雄	明治学院大学副学長	児童福祉
やまもと つねお 山本 恒雄	日本子ども家庭総合研究所家庭福祉担当部長	児童福祉

◎部会長 ○副部会長

本事例の検討経過

第1回【平成23年8月29日】

- 事例の報告、検証の決定
- ヒアリング内容の確認、決定

◆ヒアリングの実施【平成23年10月】

第2回【平成23年11月17日】

- ヒアリング結果の報告
- 論点の整理

第3回【平成23年11月29日】

- 問題点・課題の抽出
- 改善策の検討

第4回【平成23年12月16日】

- 中間まとめ（案）の検討

第5回【平成24年1月5日】

- 中間まとめ（案）の最終検討

